

第6章 畜産局

第1節 畜産再編総合対策

1 対策の趣旨

我が国畜産は、経済の高度成長を背景とする食生活の高度化、多様化の進行の中で、経営規模の拡大を伴いながら急速な量的拡大を遂げ、農業の基幹的部門に成長し、食生活の向上及び農業所得の確保に重要な役割を果たしてきた。

近年、量的拡大から質的充実への国民の関心の移行、高齢化社会の進行等により食料消費は量的には飽和状態に達しつつあることなどから、畜産物の需要は、従来のような高いペースでの伸びから緩やかな伸びに転じている。一方、牛肉の輸入自由化、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ等国際化の進展の中で、我が国畜産の存立基盤を確保するためには、生産性の向上、経営技術の高度化等経営体質の強化及び畜産物需給動向への的確な対応を主眼とした地域畜産構造の再編を早急に促進する必要がある。

このため、地域の実情に応じた地域ぐるみの生産から加工・流通までを一体とした畜産の再編成を計画的かつ効率的に推進することが重要な課題となっている。

これらの畜産をめぐる内外の諸情勢を踏まえ、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である平成12年までの期間に、効率的で生産性の高い経営体の育成を図るため、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主性と創意工夫を活かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域畜産構造の再編のための総合的な施策を展開しようとするものである。

2 対策の実施

畜産再編総合対策は、市町村農業生産総合振興計画、あるいは、都道府県農業生産総合振興基本方針に即し、各種関連対策との連携の下に、市町村段階、都道府県段階において、地域の実情に応じつつ本対策の各事業を適切に組み合わせることにより、総合的かつ有機的に実施するものである。

10年度においては、地域の創意工夫を活かした地域畜産の再編、中山間地域畜産活性化等の支援推進、飼料自給率向上のための飼料生産対策、家畜排せつ物の総合的な利用体制の確立を図るための環境保全型畜産確立対策、畜産新技術利用促進のための畜産技術向上施設整備対策、畜産物流通合理化のための対策、経営感覚に優れた畜産経営体の育成のための畜産経営技術等推進対策、各家畜の能力向上等のための家畜改良増殖対策、危険度の高い家畜伝染性疾病的予察・自衛防疫等の推進のための家畜衛生対策等の各種事業を総合的に実施した。

また、平成10年度補正予算において、環境・新エネルギー特別対策の一層の推進を図るため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の地域畜産再編対策事業等（補正予算額85億円）を実施した。

事業の内容

市町村段階において行う事業については市町村農業生産総合振興計画に基づき、都道府県段階において行う事業については都道府県農業生産総合振興基本方針に基づき、全国段階において行う事業については全国的見地からの調整を図りつつ、①離農跡地の効率的な利活用、意欲ある経営体の育成、生産技術の高度化、地域畜産の再編整備に必要な拠点的な共同利用施設その他の畜産施設の整備、②農業生産条件が不利な中山間地域の活性化の促進、③飼料基盤の整備、自給飼料生産の拡大及び低コスト化等の促進、④畜産環境の保全、家畜排せつ物の土壤還元利用等の促進、⑤家畜市場、食肉処理施設等の広域畜産流通施設等の整備、⑥家畜改良施設、飼料利用高度化施設及び家畜衛生施設の整備、⑦畜産経営技術の指導体制の整備及び濃密かつ重点的な指導並びに家畜生産利用技術等の改善の促進、⑧飼料作物の生産性の向上と飼料利用の合理化の促進、⑨家畜の計画交配、能力検定等による優良な種畜の作出、選抜等の推進、⑩自衛防疫等の推進による家畜の衛生管理の促進、⑪畜産物の需給の円滑な調整及び流通消費の改善の推進、⑫畜産新技術についての実証展示とその普及の促進等に係る各種事業を弾力的かつ効率的に実施した。

表 1 予算額（補正予算を含む）

畜産再編総合対策事業	161億円
畜産再編総合対策推進事業	60億円
合 計	221億円

第 2 節 酪 農 対 策

1 牛乳乳製品の需給

最近の牛乳乳製品の需給については、9年度は、生乳生産が前年を下回って推移するなかで、飲用需要が伸び悩み、乳製品向け生乳処理量は増加したものの、脱脂粉乳の需要が好調であったこと等により脱脂粉乳の需給のひっ迫が予想されたことから、カレントアクセス分を含め合計 2 万 9 千 t を輸入した。

10年度については、堅調な需要を背景に、生産者団体は計画生産目標を前年度計画比 100.7%としていたが、生乳生産は伸び悩み、前年度をわずかに下回った（855万 t、対前年度比 0.9%減）。

飲用需要が景気の低迷等により前年度をわずかに下回った（503万 t、同 1.9%減）ことから、乳製品向け生乳処理量は、前年度をわずかに上回った（342万 t、同 0.7%増）。

脱脂粉乳は、カレントアクセス分 1 万 7 千 t の輸入により、需給は安定して推移した。

バターは、業務用を中心とした消費の伸び悩みにより、在庫は増加した。

2 牛乳乳製品の流通調査

(1) 牛乳乳製品生産費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格の算定に必要な主要乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳）の生産費等を把握するため、主要な乳製品工場、市乳処理工場を対象として、牛乳乳製品の製品別原材料費、加工処理に要する経費、一般管理費、販売費及び支払利子について、上期・下期の 2 回調査を行った。

(2) 牛乳乳製品工場調査

乳業の合理化等乳業に係る諸施策に資するための基礎資料を得るため、全工場を対象として、工場の規模、設備の状況、稼働状況及び製品生産状況について調査した。

(3) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の保証価格の算定基礎とするとともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団

体及びその傘下の団体で集送乳事業を行っている生産者団体並びに生乳の集送乳事業を行っている工場で牛乳乳製品生産費調査の対象となっていない工場を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集送所経費を、また、団体については、生乳販売手数料も併せて、8 月及び 2 月の年 2 回の調査を行った。

(4) 牛乳小売実態調査

飲用牛乳等の小売機構とその実態を把握し、小売段階における流通合理化、小売価格の適正化及び消費拡大を推進する資料とするため、全国の牛乳小売店 600 店舗余を対象として、種類別・販売先別販売数量、販売店の従業員の労力状況、経営状況等を調査した。

(5) 牛乳乳製品価格調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格及び指定乳製品の安定指標価格の算定のための基礎資料とするほか、酪農行政に必要な生産から消費に至る流通段階別の価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者及び小売業者を対象として、その仕入れ及び販売価格を調査した。

(6) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情の把握の資料とするため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量を調査した。

3 生乳取引・流通改善対策

(1) 本対策の趣旨

生乳の需給調整等、新たな生乳取引の推進及び生乳計画生産の強力な推進等を行うため、都道府県、中央酪農会議、指定生乳生産者団体等に対して指導及び助成を行った。

(2) 本対策の事業実施概要

ア 乳成分取引総合推進対策事業

生乳の取引において、乳脂肪分のほか無脂乳固形分を加えた新たな生乳取引（乳成分取引）の推進・定着及び乳質の向上を図るため、社団法人中央酪農会議、都道府県及び指定生乳生産者団体等に対して指導及び助成を行った。

(ア) 乳成分取引等推進指導事業

社団法人中央酪農会議において、乳成分取引の推進・定着及び乳質基準等の改善を行うため、検討会、現地調査・指導、乳質の調査分析等を実施した。

都道府県において、乳成分取引の推進・定着のため、検討会、生産者団体等に対する指導を実施した。

指定生乳生産者団体において、乳成分取引の推進・定着を図るため検討会及び乳質の調査並びに生産者に

対する乳質向上のための指導等を実施した。

(イ) 乳成分取引等体制整備事業

乳成分取引の円滑な実施を推進するため、生乳検査に必要な効率的な乳質検査機器（SNF測定機、体細胞数測定機、細菌数測定機、連続自動測定調整機等）を都道府県、指定生乳生産者団体等において導入した。

イ 生乳流通合理化特別推進事業

生乳流通の広域化に対応した集送乳の一層の合理化、的確な生乳需給調整・計画生産等の円滑な推進及び生乳流通の広域化、生産者の自主性の発揮等に対応した指定生乳生産者団体機能の強化を図るため、社団法人中央酪農会議、都道府県及び指定生乳生産者団体等に対して指導及び助成を行った。

(ア) 生乳流通システム整備

社団法人中央酪農会議において、生乳流通情報の全国的なオンライン化を推進するための情報処理機器等を整備した。また、指定生乳生産者団体において、集送乳に関する個別情報を一元的に収集、管理及び提供するシステムを構築するため、情報処理機器等を整備した。

(イ) 生乳需給調整等推進指導

都道府県は、生乳の適正な需給調整及び乳質の改善向上を図るための会議の開催、調整指導、調査等を実施した。

指定生乳生産者団体は、生乳の計画生産の円滑な推進を図るための会議の開催、現地指導及び調査を行った。

社団法人中央酪農会議は、指定生乳生産者団体が行

う生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化等について、その円滑な推進・充実強化を図るための会議・研修会の開催、現地指導、調査分析、情報収集及び提供、生乳計画生産目標数量の割当等を行った。

(ウ) 生乳流通合理化特別推進

社団法人中央酪農会議は、指定生乳生産者団体機能の強化を図るため、課題別シミュレーション分析等に基づく技術的検討を実施した。

ウ 酪農経営体育成強化推進指導事業

生乳の計画生産との整合性を保ちつつ、生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営へ早急に集約し生産構造を改善するため、生乳生産の移動を推進するための検討会議の開催、指導を行った。

エ 酪農経営体育成強化緊急対策事業

生乳の計画生産との整合性を保ちつつ、生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営に早急に集約し生産構造を改善するため、指定生乳生産者団体等のあっせん機能を活用しつつ、減頭見合いで増頭等を行う規模拡大者に対する支援を行った。

4 乳業及び流通の合理化対策

(1) 本対策の趣旨

近年、国際化への対応、内外価格差の縮小等が求められる中、酪農の生産性向上が図られているところであるが、乳業及び流通について、その合理化を図ることにより、消費者の納得し得る価格での牛乳乳製品の供給に資することを目的としたものである。

表2 主要な乳製品の関税相当量（TE）又は一般関税の削減計画

	基準関税水準 →	2000年
脱脂粉乳（F ≤ 1.5%）	466 ¥ / kg + 25%	396 ¥ / kg + 21.3%
バター（F ≤ 85%）	1,159 ¥ / kg + 35%	985 ¥ / kg + 29.8%
全脂粉乳（5% < F ≤ 30%）	720 ¥ / kg + 30%	612 ¥ / kg + 25.5%
全脂加糖れん乳（F > 8%）	599 ¥ / kg + 30%	509 ¥ / kg + 25.5%
脱脂加糖れん乳（F ≤ 8%）	299 ¥ / kg + 30%	254 ¥ / kg + 25.5%
脱脂無糖れん乳（F ≤ 7.5%）	299 ¥ / kg + 25%	254 ¥ / kg + 21.3%
ホエイパウダー	500 ¥ / kg + 35%	425 ¥ / kg + 29.8%
（F ≤ 5%，無糖）		
クリーム（脂肪分45%以下）	747 ¥ / kg + 25%	635 ¥ / kg + 21.3%
ヨーグルト	1,076 ¥ / kg + 35%	915 ¥ / kg + 29.8%
プロセスチーズ	40%	40%
ナチュラルチーズ		
（ゴーダー、チェダー）	35%	29.8%
（粉チーズ）	35%	26.3%
（ピザ用冷凍チーズ）	35%	22.4%
アイスクリーム		
（しよ糖50%未満）	28%	21%
フロゼンヨーグルト	35%	26.3%
調製食用脂	1,363 ¥ / kg + 35%	1,159 ¥ / kg + 29.8%
ココア調整品（無糖）	25%	21.3%

(2) 本対策の事業実施概要

ア 乳業再編総合対策推進事業

乳業の再編・合理化を推進するため、協議会を開催し、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即した乳業再編全国計画の策定・指導等を行った。さらに、地域ブロック・都道府県における乳業の再編・合理化を推進するため、協議会を設置し、乳業再編ブロック計画及び都道府県再編計画の策定・指導等を行うとともに、経営コンサルティングの実施、セミナーの開催、現地研修会の開催等を行った。

イ 乳業再編整備等対策事業

(ア) 乳業施設再編合理化対策

乳業の再編・合理化を促進するため、生産性の低い既存の工場設備を廃棄し、近代化的かつ効率的な乳業施設の整備を行った。

(イ) 広域需給調整施設整備事業

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、需給調整拠点施設等の整備を行った。

ウ 牛乳宅配機能等強化推進事業

在宅高齢者等への牛乳販売のあり方等について検討するとともに、その成果の普及・啓発を行った。

5 乳製品に係るUR農業合意

ガット・ウルグアイ・ラウンド（UR）交渉は、昭和61年以来7年余りにわたる交渉の末、平成5年12月15日、ジュネーブで開催された貿易交渉委員会（TNC）において実質的な合意に達し、平成6年4月には、WTO協定がモロッコのマラケシュにおける閣僚会合で署名された。UR農業合意の基本的な構造は、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、原則として6年間かけて実施していこうというものである。

乳製品に関しては、

(1) すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を6年間で最低15%削減

(2) 現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち農畜産業振興事業団による輸入分は生乳換算で13万7千tを毎年輸入

という内容であるが、関税相当量の水準が相当高いこともあり、当面は国内への影響は少ないものと考えられる。

6 新たな酪農・乳業対策大綱

我が国の酪農は、現行農業基本法のもとで著しく発展し、優れた経営感覚を有する専業かつ規模の大きい酪農家が大宗を占める農業構造を実現するとともに、

乳業も大きく発展を遂げ、我が国の基幹的な食品産業に成長してきた。その反面、担い手の育成・確保、畜産環境問題の深刻化、輸入飼料への過度の依存、乳業の再編・合理化の遅れ等のほか、価格が硬直的であること等に伴う問題が顕在化している。このようななかで、今後とも我が国酪農・乳業の健全で持続的な発展を図るためには、国際化の進展に対応し、酪農経営の安定を図りつつ、市場原理の導入を進め、国内生産の可能な限りの拡大を基本とする牛乳・乳製品の安定的な供給を確保する必要がある。

このため、「農政改革大綱」に即して酪農・乳業に関する各般の施策を見直し、総合的な施策体系を構築するため「新たな酪農・乳業対策大綱」が平成11年3月に決定された。

本大綱は、主要な改革の方向として、①乳製品・加工原料乳に関する価格制度について、13年度を目途として、市場実勢を反映した形で価格が形成される制度に移行するとともに、生産者補給金制度を廃止し、加工原料乳の生産者に対する新たな経営安定措置に移行するほか、②後継者不在の健全な酪農経営について新規就農希望者への円滑な継承を図る「日本型畜産経営継承システム」の確立、経営支援組織を統合・ネットワーク化による地域経営支援システムの構築等の経営体・担い手対策、③指定生乳生産者団体の広域化、透明性の高い生乳取引の推進等の生乳の流通対策、④地域の実態に即したきめ細かな乳業の再編・合理化対策を推進することとしている。

また、改革を進めるための条件整備として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案の第145回通常国会への提出をはじめとする畜産環境対策の推進、飼料自給率の向上を図るための自給飼料の増産対策、家畜改良の推進及び飼料管理技術の高度化、牛乳・乳製品の流通・消費対策等を内容に掲げている。

この「新たな酪農・乳業対策大綱」は、生産者・乳業者等の創意工夫と自主性を活かして、ゆとりある生産性の高い酪農経営と効率的な乳業を確立することを目指しており、今後は、実務的・実践的な検討を要する事項に関し関係者からなる検討体制を整備して、総合的かつ的確な検討を行い、着実に改革を進めることとしている。

第3節 畜産物の価格流通対策

1 畜産振興審議会

第39回畜産振興審議会は、11年3月12日農林水産省三番町分庁舎において開催された。

なお、委員の任期は「審議会令」により2年とされており、11年3月14日付けで委員及び特別委員が、次のとおり任命された。

畜産振興審議会委員

足立 己幸 女子栄養大学教授
伊東依久子 消費科学連合会副会長
今村奈良臣 日本女子大学家政学部教授
岩崎 充利 財団法人畜産環境整備機構理事長
上野 千里 酪農自営業
遠藤 幸男 肉用牛自営業
甲斐 諭 九州大学農学部教授
金森 房子 東京都立短期大学講師
川口 勉 協同組合日本飼料工業会会長
岸 康彦 愛媛大学農学部教授
栗原 喜一 神奈川大学非常勤講師
紺野 貞郎 全国町村会常任理事
齋藤 金三 社団法人日本養鶏協会副会長
新藤 秀逸 社団法人全国和牛登録協会副会長
須田 洵 日本中央競馬会常務理事
千代 正直 全国農業協同組合中央会副会長
中瀬 信三 社団法人中央畜産会副会長
中山 悠 社団法人日本乳製品協会会長
西村 博司 北海道副知事
藤原 和人 農林漁業金融公庫副総裁
増田 淳子 株式会社NHKソフトウェアエグゼクティブプロデューサー
甕 滋 地方競馬全国協会会長
森口 旻 全国農業協同組合連合会副会長
吉田小夜子 養豚自営業畜産振興審議会特別委員
井島 榮治 社団法人日本食鳥協会会長
伊藤 研一 日本ハム・ソーセージ工業協同組合副理事長
伊藤 義浩 全国牛乳商業組合連合会会長
今井 清 日本大学生物資源科学部教授
入谷 明 近畿大学生物理工学部教授
香川 莊一 社団法人中央畜産会専務理事
金川 幹司 社団法人北海道酪農協会会長
亀岡 暄一 社団法人日本科学飼料協会理事長
生源寺真一 東京大学大学院教授

鈴木 正 いわい東農業協同組合代表理事
田中 榮 全国農業会議所事務局長
土井 邦雄 東京大学農学部教授
内藤 進 社団法人全国肉用牛協会専務理事
中田 俊男 全国乳業協同組合連合会副会長
西中 啓二 全国畜産農業協同組合連合会専務理事
西原 高一 社団法人中央酪農会議専務理事
萩原 正敏 社団法人日本卵業協会会長
鳩山 滋 飼料輸出入協議会理事長
福岡伊三夫 全国食肉事業協同組合連合会会長
堀 喬 全国農業協同組合連合会常務理事
向田 孝志 財団法人北海道農業開発公社理事長
森 治良 社団法人日本食肉市場卸売協会会長
吉濱 彰啓 全国開拓農業協同組合連合会専務理事

審議会の各部会の委員及び特別委員は、次のとおりである。

【企画部会】

委員 足立己幸、伊東依久子、岩崎充利、上野千里、遠藤幸男、金森房子、岸康彦、栗原喜一、須田洵、千代正直、中山悠、西村博司、藤原和人、増田淳子、甕滋、森口旻

特別委員 伊藤研一、小林信一、生源寺真一、鈴木正、田中榮、内藤進、福岡伊三夫

【家畜改良増殖部会】

委員 甲斐諭、齋藤金三、新藤秀逸、須田洵、中瀬信三、中山悠、吉田小夜子

特別委員 伊藤研一、入谷明、金川幹司、土井邦雄、堀喬

【酪農部会】

委員 足立己幸、伊東依久子、岩崎充利、上野千里、甲斐諭、金森房子、岸康彦、栗原喜一、紺野貞郎、須田洵、千代正直、中瀬信三、中山悠、西村博司、藤原和人、増田淳子、甕滋、森口旻

特別委員 伊藤義浩、小林信一、生源寺真一、鈴木正、中田俊男、西原高一、向田孝志

【養鶏部会】

委員 伊東依久子、金森房子、川口勉、齋藤金三、千代正直、増田淳子、甕滋

特別委員 井島榮治、今井清、香川莊一、土井邦雄、萩原正敏、堀喬

【食肉部会】

委員 足立己幸、伊東依久子、岩崎充利、上野千里、遠藤幸男、甲斐諭、金森房子、岸康彦、栗原喜一、紺野貞郎、須田洵、千代正直、中瀬信三、藤原和人、増田淳子、甕滋、森口旻、吉田小夜子

特別委員 伊藤研一、生源寺真一、土井邦雄、内藤

進，西中啓二，福岡伊三夫，森治良，吉浜彰啓

【飼料部会】

委員 岩崎充利，川口勉，岸康彦，栗原喜一，紺野貞郎，新藤秀逸，須田洵，西村博司，藤原和人，薗滋，森口旻

特別委員 香川莊一，亀岡喧一，田中榮，鳩山滋

農林水産大臣から諮問された事項を審議するため，3月16日に飼料部会，3月17日に食肉部会，3月18日に酪農部会がそれぞれ開催され，3月16日の飼料部会においては，「11年度飼料需給計画」（諮問別記(1)），3月17日の食肉部会においては「11年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」（諮問別記(2)），「11年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」（諮問別記(3)），3月18日の酪農部会においては，「11年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格，生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項」（諮問別記(4)）につき審議が行われた。

これらの各部会での審議の後，それぞれ諮問事項に対する答申（別記(5)）がなされ，これに基づき慎重に検討を行った結果，11年度の指定食肉の安定価格，肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格，加工原料乳の保証価格等が決定され，3月23日に告示（別記(6)）された。

別記(1)

11畜B第328号

平成11年3月12日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 中川 昭一

諮 問

飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）第3条の規定に基づき政府が行う輸入飼料の買入れ，保管及び売渡しに関する平成11年度飼料需給計画を定めるに当たり留意すべき事項について，貴審議会の意見を求める。

別記(2)

11畜A第404号

平成11年3月12日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 中川 昭一

諮 問

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成11年度の

指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について，同条第5項の規定に基づき，貴審議会の意見を求める。

別記(3)

11畜A第405号

平成11年3月12日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 中川 昭一

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成10年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について，同条第7項の規定に基づき，貴審議会の意見を求める。

別記(4)

11畜A第406号

平成11年3月12日

畜産振興審議会会長殿

農林水産大臣 中川 昭一

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成11年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格，生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について，同条第6項の規定に基づき，貴審議会の意見を求める。

別記(5)

（飼料部会）

11畜審第3号

平成11年3月16日

農林水産大臣 中川 昭一殿

畜産振興審議会

会長 今村奈良臣

平成11年度飼料需給計画について（答申）

平成11年3月12日付け11畜B第328号をもって諮問のあった平成11年度飼料需給計画については，政府試案により決定することを適当と認める。

なお，併せて下記のとおり決議する。

記

畜産物の安定供給と生産コストの低減を図る上において，飼料費の節減及び飼料の安定供給が極めて重要であることにかんがみ，次の点に留意して飼料行政を的確に推進すること。

1 自給飼料については，「農政改革大綱」，「新たな

酪農・乳業対策大綱」等に即し、飼料自給率の向上を通じた我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農家の自主的経営努力を生かしつつ、生産コストの低減、経営の安定化及び畜産環境問題への適切な対応を図るため、土地基盤に立脚した大家畜畜産経営の体質を強化することが一層重要となっている。

このため、生産努力目標を踏まえた具体的な数値目標及び推進方策等を定めた「飼料増産推進計画」を策定するとともに関係者一体となった飼料増産運動を展開し、地域の実情等に応じた畜産農家への土地利用集積、転作田・水田裏等既耕地における作付拡大、耕作放棄地・林地等の低・未利用地の畜産的利用、草地の造成・整備等による自給飼料基盤の強化、稲わら等の低・未利用資源の活用、バイオテクノロジー等を活用した新品種の開発・普及等による生産性と品質の向上、飼料生産受託組織の育成等を通じた飼料生産の組織化・外部化の推進、公共牧場等を活用した日本型放牧の推進等を図ること。

- 2 濃厚飼料については、配合飼料の価格変動が畜産経営に及ぼす影響に十分配慮しつつ、配合飼料価格安定制度の見直しを踏まえ、同制度の適切な運用に努めること。

政府操作飼料の需給及び価格の安定に努めるとともに、畜産の振興を図る観点に立って、「新たな麦政策大綱」等を踏まえ、外国産飼料用麦の輸入におけるSBS方式の導入、専増産ふすまの代替飼料の開発・普及等飼料用麦制度改革の着実な推進を図ること。

飼料穀物の備蓄対策について、貸付けの弾力化の実施によりその効率的な運用に努めること。

さらに、国民の食生活において重要な地位を占める畜産物の安全性を確保するため、都道府県とも連携し、流通飼料の安全性確保に万全を期すること。
(食肉部会)

11畜審第4号

平成11年3月17日

農林水産大臣 中川 昭一殿

畜産振興審議会
会長 今村奈良臣

答 申

平成11年3月12日付け11畜A第404号で諮問があった平成11年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項並びに平成11年3月12日付け11畜A第405号で諮問があった平成11年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び肉用

子牛の合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 豚肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。

牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。

- 2 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件、需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。合理化目標価格については平成11年度につき試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。

建 議

- 1 我が国畜産の安定及び健全な発展が図られるよう、「農政改革大綱」「農政改革プログラム」及び「新たな酪農・乳業対策大綱」に即し、施策の総合的な展開を図ること。
- 2 肉用子牛生産の維持・拡大を図るため、肉用子牛生産者補給金制度の安定的な運営に努めるとともに、繁殖雌牛の維持拡大対策を推進すること。また、肉用牛肥育経営の経営安定対策、肉用牛の改良対策、地方特定品種対策、乳用種対策等を推進すること。
- 3 肉用子牛生産者補給金制度について、「肉専用種以外の品種」に含まれる乳用種子牛と交雑種子牛を、近年の価格動向等を踏まえ、平成12年度から分離すること。なお、これに伴い、本部会においては、近年の肉用子牛の生産状況、価格動向等を考慮して、肉用子牛の保証基準価格の算定方式等のあり方について検討を行うことから、その検討結果を踏まえ、適正な方式を導入すること。
- 4 肉豚生産の維持・拡大及び養豚経営の体質強化を図るため、生産コストの低減、優良種豚の導入等を推進すること。
- 5 地域肉豚生産安定基金について、生産者積立金単価、補てん計算期間、安定基金発動基準価格の設定等、各県毎の実施状況を踏まえ、生産条件等を反映した適正な制度運営のあり方について検討すること。
- 6 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法制の整備を図り、畜産環境関連対策を強力に

推進すること。さらに意欲ある担い手の確保・育成対策、地域における経営支援対策を推進すること。

- 7 飼料自給率の向上と土地基盤に立脚した大家畜畜産経営の体質強化を図るため、「飼料増産推進計画」を策定し、飼料作物の生産基盤の強化、日本型放牧の普及等を推進すること。
- 8 生産段階における衛生対策を強化するため、生産牧場の清浄化、豚コレラ撲滅対策等の円滑な推進を図ること。
- 9 食肉の安全性の確保及び食肉流通の合理化を図るため、産地食肉処理施設の再編整備等を推進すること。
- 10 消費者の視点を踏まえつつ、適切な情報提供を図るとともに食肉に関する原産国表示の普及、「黒豚」表示の適正化など表示問題に関する施策や国産食肉の消費拡大等の施策を推進すること。

(酪農部会)

11畜審第5号

平成11年3月18日

農林水産大臣 中川 昭一殿

畜産振興審議会

会長 今村奈良臣

答 申

平成11年3月12日付け11畜A第406号で諮問のあった平成11年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

政府諮問に係る保証価格等及び限度数量については、生産条件、消費の動向及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、政府試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

建 議

- 1 我が国酪農・乳業の健全で持続的な発展と国内生産を基本とする牛乳・乳製品の安定的な供給が確保されるよう、「新たな酪農・乳業対策大綱」等に即し、関連する情報の周知を図りつつ、施策を総合的に展開すること。
- 2 特に、
 - (1) 牛乳・乳製品について、市場実勢を反映した適正な価格形成を実現し、需要に的確に応じた生産・供給を推進する観点から関係制度を見直すこと。

- (2) その見直しに当たっては、酪農経営の安定を図るため生乳の再生産を確保する観点から加工原料乳に対する所要の措置を講ずるとともに、生乳の計画生産の的確な推進、乳製品の需給安定の確保その他必要な措置を講ずること。
- (3) 新たに策定される生産努力目標及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の下、意欲ある担い手の確保・育成を図るとともに、生産資材にかかるコストの削減を進めるほか、能力の高い乳用牛の確保に努めるなど、ゆとりある生産性の高い酪農経営の確立を推進すること。
- (4) 資源循環型社会への移行が求められるとともに国民の環境意識が高まる中、家畜排せつ物について、その適切な管理を確保し、その資源としての有効利用を促進すること。
- (5) 新たに策定される「飼料増産推進計画」の下、飼料生産基盤の拡大を図るなど、自給飼料の増産を推進すること。
- (6) 生乳の流通の合理化や的確な需給調整の確保を図る観点から、指定生乳生産者団体の広域化を推進すること。
- (7) 地域の実態に即した乳業の再編・合理化を強力に推進するとともに、生産から消費に至る各段階における衛生・品質管理の徹底を図るなど、良質で安全な牛乳・乳製品の合理的な価格での供給を確保すること。
- (8) 牛乳・乳製品の有する優れた機能に関する情報を的確に消費者に提供するとともに、牛乳類の表示の適正化を推進するほか、競争条件の整備等により学校給食への牛乳供給を効率的に促進するなど、流通チャネルの多様化を踏まえつつ、消費の一層の拡大を図ること。
- (9) 所期の目的を効果的に達成し得る施策への転換を図るための環境整備加算・ヘルパー加算の見直しについては、速やかに結論が得られるよう検討を行うこと。

別記(6)

農林水産省告示第482号

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成11年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成11年3月23日

農林水産大臣 中川 昭一

- 1 畜産物の価格安定等に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3

条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

(1) 皮はぎ法により整形したもの

安定基準価格 370円

安定上位価格 495円

(2) 湯はぎ法により整形したもの

安定基準価格 345円

安定上位価格 460円

2 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格 795円

安定上位価格 1,035円

農林水産省告示第483号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成11年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成11年3月23日

農林水産大臣 中川 昭一

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	1頭につき、 304,000円
褐毛和種	1頭につき、 280,000円

黒毛和種及び褐毛和種以外の

肉専用種の品種	1頭につき、 200,000円
肉専用種以外の品種	1頭につき、 156,000円

農林水産省告示第484号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成11年3月23日

農林水産大臣 中川 昭一

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	1頭につき、 267,000円
褐毛和種	1頭につき、

246,000円

黒毛和種及び褐毛和種以外の
肉専用種の品種

1頭につき、
141,000円

肉専用種以外の品種

1頭につき、
111,000円

2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）附則第4項の農林水産大臣が定める期間は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとする。

農林水産省告示第485号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき、平成11年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成11年3月23日

農林水産大臣 中川 昭一

1 加工原料乳の保証価格

単 位	保証価格
1キログラム	73.36円

2 加工原料乳の基準取引価格

単 位	基準取引価格
1キログラム	62.56円

3 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量
2,400千トン

4 指定乳製品の安定指標価格

種 類	単 位	安定指標価格
バター	1キログラム	931円
脱脂粉乳	25キログラム	13,090円
全脂加糖れん乳	24.5キログラム	8,211円
脱脂加糖れん乳	25.5キログラム	7,333円

注1 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、乳脂肪分3.5パーセントの加工原料乳について定めたものである。

2 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、加工原料乳の生産者が加工原料乳を乳業者に販売する場合の工場渡し価格について定めたものであり、指定乳製品の安定指標価格は、指定乳製品の生産者が指定乳製品を需要者に販売する場合の需要者の倉庫渡し価格について定めたものである。

2 農畜産業振興事業団の業務の運営状況

(1) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

10年度における主要乳製品のバター及び脱脂粉乳の生産量は、年度前半においては、生クリーム等への仕向が減少したことから増加したが、年度後半は生クリーム等の仕向が増加したことから低迷し、通年ではバターが前年度比100.7%とわずかではあるが伸びを示したものの、脱脂粉乳については前年度比98.2%と減少した。

このような状況下にあつて、国際約束に基づくカレントアクセス分として脱脂粉乳17,036tを輸入し、10月まで順次売渡しを行った。

脱脂粉乳以外のカレントアクセス分については、国際約束に従つて、売買同時入札方式によりホエイ及び調製ホエイ3,486tの売買を実施した。このほか、従来方式による輸入に係るホエイ及び調製ホエイについては、10月に397tを輸入し、1月に全量を売り渡した。

また、事業団以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し件数は167件で、その数量は354tとなった。

バターは、10年度当初には26千t弱の在庫水準であつたが、業務用を中心に消費量が減少する一方で、生産量は前年より増加したこと等から、年度末では32千t弱の水準となった。

イ 指定食肉

指定食肉の10年度における卸売価格は、牛肉については、前年度を下回つたものの、年度平均では安定上位価格を上回つた。また、豚肉については、概ね安定価格帯内で推移した。

ウ 鶏卵

10年度の鶏卵の補てん基準価格は、175円/kgと定められた。卸売価格は、170円/kg（前年度比89.0%）と前年度をかなり下回つた。補てん状況については、4月から8月及び10月に社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金による価格差補てんが行われた。

表3 食肉・鶏卵の需給の推移

		(枝肉ベース、単位：トン、%)						
区 分		牛 肉	豚 肉	馬 肉	羊 肉	鶏 肉	合 計	鶏 卵
7 年度	生 産 量	590,397	1,299,376	8,439	341	1,251,658	3,150,211	2,548,827
	輸 出 量	147	115	0	0	2,859	3,121	70
	輸 入 量	940,521	772,456	32,638	83,110	580,590	2,409,315	109,901
	計	1,530,771	2,071,717	41,077	83,451	1,829,389	5,556,405	2,658,728
	指 数	253.8	126.6	45.8	52.8	152.7	150.8	130.2
	構 成 比	(28)	(37)	(1)	(2)	(33)	(100)	
8 年度	生 産 量	546,745	1,263,541	7,383	296	1,235,816	3,053,781	2,654,387
	輸 出 量	97	54	2	0	2,998	3,151	124
	輸 入 量	873,201	963,832	24,195	67,278	634,187	2,562,693	109,511
	計	1,419,849	2,227,319	31,576	67,574	1,867,005	5,613,323	2,673,897
	指 数	235.4	136.1	35.2	42.8	155.9	152.3	131.0
	構 成 比	(25)	(40)	(1)	(1)	(33)	(100)	
9 年度	生 産 量	528,723	1,288,248	7,979	282	1,233,501	3,058,733	2,573,211
	輸 出 量	144	13	0	0	3,019	3,176	985
	輸 入 量	941,380	754,137	12,928	66,080	567,513	2,342,038	104,065
	計	1,469,959	2,042,372	20,907	66,362	1,797,995	5,397,595	2,676,291
	指 数	243.7	124.8	23.3	42.0	150.1	146.5	130.4
	構 成 比	(27)	(38)	(0)	(1)	(33)	(100)	
10年度	生 産 量	530,541	1,291,562	7,748	281	1,209,941	3,040,073	2,533,207
	輸 出 量	419	36	0	0	3,493	3,948	96
	輸 入 量	973,987	793,996	13,690	55,974	590,601	2,428,249	103,654
	計	1,504,109	2,085,522	21,438	56,255	1,797,050	5,464,374	2,636,765
	指 数	249.4	127.5	23.9	35.6	150.0	148.3	129.2
	構 成 比	(28)	(38)	(0)	(1)	(33)	(100)	

(注) 1 生産量(枝肉)は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」

2 輸出入量は大蔵省関税局「日本貿易月報」を枝肉換算

3 平成6年度より輸入量には加工調製品等を含む。

4 計は、(生産量－輸出量＋輸入量)である。

5 羊肉は山羊肉を含む。鶏肉の輸出入量は家きん肉である。

6 指数は55年度を100として計算。同欄の()は同年の品目合計を100とした構成比である。

7 平成10年度の数字は概数値

(2) 債務保証業務

10年度の期首保証残高は、運転資金に係る保証3億9,800万円（9件）であった。期中における新規保証額は3億9,800万円（9件）、償還額は3億9,800万円であったので、年度末保証残高は、運転資金に係る保証3億9,800万円となった。

(3) 助成業務

ア 学校給食用牛乳供給事業

10年度の学校給食用牛乳供給事業は、引き続き学校を単位とする供給日数に応じた助成及び供給事業者による供給コストの低減につながる合理化への取組に対する助成を実施し、牛乳供給量43万2,848klを対象とし、49億1,941万円を都道府県を通じ供給事業者に交付した。

また、学校給食用牛乳の栄養的な効果等を児童・生徒等に啓発するための「学校給食用牛乳消費定着促進事業」に対し、1,495万円を交付した。

なお、平成10年度における学校給食用牛乳供給事業対象学校数は、小学校2万3,817校（全国総数比98.0%）、中学校9,553校（同85.0%）、夜間高等学校774校（同86.3%）及びその他学校823校（同84.1%）、合計3万4,967校（同93.8%）となった。

イ 指定助成対象事業

10年度の指定助成対象事業については、畜産環境対策事業、加工・流通・消費拡大対策事業、経営対策事業等86事業に対し、補助事業として1,157億7,717万円の助成を行った。

(4) 加工原料乳生産者補給金交付業務

10年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量240万tに対し、都道府県知事認定数量232万407tであったことから、認定数量全量について生産者補給交付金を交付した。その総額は、251億5,321万円で、単価は10円84銭/kg（保証価格73円86銭と基準取引価格63円02銭との差額）であった。

(5) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

10年度の生産者補給金は、「黒毛和種」については平均売買価格が保証基準価格を上回って推移したため交付はなく、「褐毛和種」7,955頭を対象に6,963万円、「その他肉用専用種」1万1,602頭を対象に12億7,372万円、「肉専用種以外の品種」38万7,631頭を対象に186億1,310万円、合計199億5,645万円を交付するとともに56億2,726万円の生産者積立助成金を交付した。

(6) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収

表4 食肉・鶏卵の価格の推移

	牛 肉		豚 肉		鶏 肉		(単位：円)	
	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	鶏 卵	小売価格
6年度	1,007(95)	393(100)	451(100)	159(99)	224(100)	109(98)	169(105)	109(98)
7年度	999(99)	391(100)	475(105)	161(101)	221(99)	107(98)	197(117)	296(107)
8年度	1,132(113)	395(101)	486(102)	160(99)	230(104)	109(102)	204(104)	305(103)
9年度	1,158(102)	413(105)	483(99)	166(104)	231(100)	114(105)	191(95)	306(100)
10年度	1,047(90)	403(98)	455(94)	161(97)	234(101)	116(102)	170(89)	283(93)
4月	1,096(90)	408(98)	452(83)	164(99)	229(96)	116(103)	161(83)	281(91)
5月	1,050(94)	411(99)	480(95)	163(98)	229(96)	116(102)	142(77)	269(87)
6月	1,040(91)	407(97)	575(97)	162(98)	236(100)	116(102)	137(79)	254(88)
7月	1,076(91)	402(97)	561(90)	161(98)	229(100)	115(101)	128(76)	250(86)
8月	1,111(91)	402(97)	472(88)	162(95)	229(101)	115(103)	134(77)	250(87)
9月	1,072(90)	401(97)	504(102)	161(95)	229(102)	116(104)	192(88)	285(87)
10月	1,009(85)	402(98)	409(106)	162(96)	231(103)	115(102)	181(83)	298(90)
11月	1,041(94)	408(100)	392(106)	159(96)	234(104)	115(100)	194(89)	296(91)
12月	1,066(89)	402(96)	416(86)	158(97)	242(104)	116(101)	233(106)	338(101)
11年								
1月	1,003(91)	399(97)	377(86)	160(98)	241(103)	116(101)	159(102)	280(99)
2月	1,037(94)	398(96)	413(91)	157(95)	238(103)	116(102)	190(95)	296(98)
3月	998(92)	401(98)	440(103)	158(96)	237(103)	116(101)	193(114)	300(104)

資料：卸売価格は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」による東京における1kg当たり価格。

鶏肉の卸売価格は「日本経済新聞」による。

小売価格は総務庁「小売物価統計調査報告」による東京都区部における100g当たり価格。但し、鶏卵は1kg当たり価格。

(注)1 ()は前年同月比(%)である。

2 牛肉、豚肉及び鶏肉の価格は消費税額を含む。

集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び需給等に関する情報を収集・整理し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットを通じて情報提供を行うとともに、畜産物の市況等について通信衛星を利用して映像情報を提供した。この経費の総額は 6 億 232 万円であった。

(7) 畜産物の需要増進業務

10 年度は、特産畜産物フェア、需要開発調査研究事業、新聞、雑誌等の各種媒体を通じた消費啓発事業等を実施した。この経費の総額は、1 億 2,419 万円であった。

3 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

10 年度の牛肉の国内生産は、肉専用種、乳用種ともほぼ前年度並みで推移し、全体では前年度並の 37 万 t (部分肉ベース) となった。

輸入については、4 年度から 7 年度まで連続して増加していたが、8 年度は狂牛病等の影響によりかなりの程度減少した。9 年度以降は再び増加し、10 年度は前年度をやや上回る 68 万 2 千 t となった。

牛肉の卸売価格（省令価格（去勢牛の「B-2」「B-3」規格））は、8 年度以降は前年度を上回る高い水準で推移してきたが、10 年 1 月以降は低下傾向で推移した。

小売価格については、国産牛肉のうち「ロース」は前年度を上回ったが、「肩肉」は前年度を下回った。また、輸入牛肉も前年度を下回った。

(2) 豚 肉

10 年度の豚肉の国内生産は、ほぼ前年度並みの 90 万 4 千 t (部分肉ベース) となった。

10 年度の輸入量は、口蹄疫の発生に伴う台湾産豚肉の輸入禁止等により大幅に減少した前年度をやや上回る 54 万 6 千 t (部分肉ベース) となった。

卸売価格は、概ね安定価格帯内で推移した。

小売価格については、国産豚肉のうち「ロース」はほぼ前年度並みとなったが、「肩肉」は前年度を下回った。また、輸入豚肉も前年度を下回った。

(3) 鶏 肉

10 年度の鶏肉の国内生産は 63 年度以降、前年並ないし前年をやや下回って推移しており、10 年度は前年度をわずかに下回り、121 万 t (骨付きベース) となった。

卸売価格（と体大）は、8 年度以降前年度を上回る

水準で推移しており、10 年度も前年度を上回った。

(4) 鶏 卵

鶏卵の国内生産は、3 年度以降やや増加したものの、6 年度は、前年よりわずかに減少し、それ以降はほぼ横這いで、10 年度は前年をわずかに下回っての 252 万 t であった。

卸売価格は 6 年 8 月以降概ね前年を上回って推移していたが、9 年 12 月以降、前年をかなり下回って推移し、10 年度は前年度をかなり下回る水準であった。

4 食肉等の流通対策

(1) 家畜市場近代化総合整備事業

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、零細な家畜市場を計画的に再編・移転整備し、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適正な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

10 年度は 2 か所について補助した。

(2) 国産食肉産地体制整備事業

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の省力化設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センターの整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

10 年度は、基幹施設の増設 2 か所について補助した。

表 5 食肉加工品生産量の推移

(単位：千 t)

	ハ ム	ベーコン	ソーセージ	計
6 年度	168(102)	76(97)	306(101)	550(101)
7 年度	167(99)	77(101)	311(101)	555(101)
8 年度	156(93)	78(102)	305(98)	539(97)
9 年度	152(98)	79(101)	301(99)	532(99)
10 年度	152(100)	77(98)	295(98)	525(99)

資料：畜産局「食肉加工品生産量調査報告」

(注) () 内は前年度比 (%) である

5 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成 3 年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を 2 年度より実施しており、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を

講じている。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降、補てん財源の一部を助成している。

(3) 鶏卵等衛生処理流通施設整備事業

近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、鶏卵についても消費者ニーズに対応し衛生的な生産・供給体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、鶏卵の衛生的な生産確保のためのモニタリング衛生検査体制の整備を行うとともに、鶏卵等の衛生的流通、処理のために必要な施設等の整備を行った。

第4節 家畜及び鶏の改良増殖対策

1 家畜の改良増殖対策

(1) 乳用牛改良増殖対策事業

ア 乳用牛群検定普及定着化事業

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的肉利用を促進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るため、普及率の一層の拡大と牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

10年度末現在、46都道府県で、合計12,221戸の農家の524,932頭の牛が能力検定に参加しており、検定頭数でみた普及率は44.8%であった。

イ 乳用種雄牛後代検定推進事業

乳用種雄牛後代検定事業は、昭和59年度から牛群検定農家を活用したフィールド方式により全国統一で実施してきたが、改良速度をさらに向上するためには、候補種雄牛の質的向上を図り、成績上位の検定済種雄牛を少数精鋭で利用する必要があることから、より高能力が期待できる候補種雄牛184頭を2期に分けて調整交配するとともに、検定済種雄牛については、総合指数上位40頭の利用を推進した。

なお、国内で供用されている種雄牛は、ほぼすべてが本事業による検定済種雄牛となっている。

(2) 肉用牛改良増殖事業

ア 肉用牛改良効率向上推進対策事業

肉用牛の育種改良の一層の精度向上を図るため、後代検定におけるステーション（試験場）・フィールド（農家）併用方式の導入やきょうだい検定の組み込み等により育種システムを改善し、優良な肉用種雄牛の作出等を推進する事業を24道県で実施した。

イ 肉用牛品質向上対策事業

(ア) 肉用牛群資質向上対策

肉用牛の資質の向上を図るため、繁殖雌牛改良組合を組織化し、肉用子牛生産者補給金制度を活用し、枝肉成績を組織的にとりまとめ繁殖経営にフィードバックし優良繁殖雌牛群の整備を図るとともに、生産諸データをとりまとめ生産経営技術の改善指導を行う事業を、全国47か所で実施した。

(イ) 交雑種肉用牛品質向上対策

交雑種生産用として高能力を発揮する種雄牛を効率的かつ早期に選定し、優良交雑種素牛を生産するための体制整備を行う事業を、全国20か所で実施した。

(ウ) 沖縄肉用種雄牛供給事業

離島が多く人工授精の普及が困難である沖縄県の肉用牛の改良増殖を図るため、沖縄県外から優秀な種雄牛を購入し、農協等に貸付ける事業を実施した。

(3) 豚改良増殖事業

肉豚のもととなる純粋種豚の能力向上並びに肉質、発育性及び斉一性の高い系統の造成、維持・適正利用を促進するため、民間の種豚生産者の組織化による改良組合の育成、種雌候補豚及び種雄候補豚の能力検定の実施、検定合格豚の優良種豚生産者への貸付け、種豚改良部門と肉豚生産部門との連携強化、系統の造成、組合せ検定用種雄豚の導入、系統維持群の能力・血統管理を全国19県で実施した。

(4) 馬改良増殖対策事業

農用馬の改良増殖を図るため、馬産技術の向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業を、6道県において実施した。

(5) 鶏の改良増殖事業

ア 鶏の能力検定推進型

(ア) 優良国産鶏作出体制整備

a 種鶏性能調査

生産性の向上や鶏卵・鶏肉の品質の向上の根幹となる素材鶏の改良を図るため、素材鶏及び優良系統の能力調査を、都道府県施設で実施した。10年度は、卵用鶏3道県、肉用鶏3県において、検定を実施した。

b 組合せ検定

農家に普及可能な優良組合せを選定するとともに地域に適した優良組合せを検定するため、国、都道府県の主要系統を計画的に交配した組合せ検定を、都道府県施設で実施した。

10年度は、卵用鶏10道県、肉用鶏2県において、それぞれ検定を実施した。

c フィールド性能調査

国及び都道府県において優良国産鶏として普及し得ると目される優良組合せについて、農家段階における性能調査試験を実施した。

10年度は、卵用鶏2県、肉用鶏8県において、それぞれ検定を実施した。

(イ) 鶏の育種改良強化

高品質鶏肉生産の基礎となる在来鶏の改良、凍結精液利用技術の実用化を推進し、凍結精液を利用した高能力な卵用鶏の系統造成及び消費者ニーズに対応した育種素材の有効利用を行う事業を実施した。

10年度は、在来鶏等改良事業を5県、凍結精液利用実用化推進事業を3県、凍結精液利用系統造成事業を3県、優良素材鶏利用事業の赤玉タイプを3県、もも肉タイプを1県、肉質改良強化型を5県において実施した。

イ 優良国産鶏の増殖普及システム強化型

国産種鶏の安定供給体制を整備し、優良国産鶏の増殖普及を図るため、飼養者に対する管理技術指導等を実施した。10年度は、7県において実施した。

(6) 種 畜 検 査

家畜改良増殖法第4条に基づき全国的に実施される種雄畜の定期検査は、乳用牛、肉用牛、馬及び人工授精に供用する豚について行われた。

2 家畜改良センター

家畜改良センターは、我が国畜産の厳しい情勢に対応して、より一層の家畜の能力向上、飼養管理技術の改善等を通じた生産コストの引き下げ、畜産経営の体質強化等を推進するため、近年発展の著しいバイオテクノロジー等畜産新技術を活用した効率的な改良増殖を推進する機関として、2年10月に発足した。

10年度においても、その基本方針に基づき、種畜検査、家畜人工授精師等に関する監督等のほか、①家畜・家きんの改良増殖、②先端技術の開発・実用化、③畜産新技術の指導研修、④家畜改良等情報システムの整備、⑤種子対策、⑥飼料作物流通種子検査、⑦ゾーンバンク事業等の各事業を実施した。(運営費81億1,063万1千円、施設整備費12億1,669万7千円)

(1) 家畜・家きんの改良増殖

家畜・家きんの改良増殖については、畜種別に以下の改良増殖事業を実施するとともに、優良種畜等の配布を行った。

ア 乳用牛

国際化の進展に伴う低コスト高品質生産の要請に対応しつつ酪農経営の安定を図るためには、泌乳能力及び体型が総合的に優れた種雄牛を広域利用し、乳用牛群全体の能力向上を図ることが必要である。このため、受精卵移植等畜産新技術を活用し種雄牛を作出する乳用優良牛群育種改良事業(MOET)を実施するとともに、作出した候補種雄牛について能力検定を行う乳用種雄牛能力検定事業を、新冠、十勝、岩手及び宮崎の各牧場で分担して実施した。(運営費4億1,709万2千円)

イ 肉用牛

牛肉の輸入自由化等に対応し肉用牛経営の安定を図るためには、生産性に優れた肉用牛の改良増殖を推進し低コスト化を図ることが必要である。このため、受精卵移植を活用した効率的な育種手法により種雄牛を作出する、肉用牛改良効率促進事業では、従来の間接検定に比べ短期かつ低コストなクローン検定(卵分割による一卵性双子を利用)等新育種法の開発・実用化を図ることとし、センター本所、奥羽及び鳥取牧場が分担して実施した。また、増体量、枝肉歩留、肉質等の特定の形質について遺伝力が高い牛群を作出し、これらの特定形質の導入が必要な育種実施主体に供給することを目的とする、肉用牛優良形質固定事業を奥羽及び宮崎牧場において実施した。さらに、産肉性及び粗飼料の利用性が高い外国種等肉用牛の種雄牛を作出する外国種等肉用牛育種改良事業を、十勝、奥羽及び熊本の各牧場で実施した。

また、肉用牛舎施設等の整備を行った。(運営費3億4,671万9千円、施設整備費3億2,754万6千円)

ウ 豚

豚肉消費の多様化に対応し効率的な肉豚生産を行い養豚経営の安定化を図るためには、斉一で能力の高い系統豚の普及が不可欠である。このため、デュロック種等の雄型系統について、優良系統を作出する豚系統造成事業を実施するとともに、系統造成のための育種素材の確保供給を行う優良純粋種豚確保供給事業を茨城及び宮崎牧場で分担して実施した。

また、豚系統造成事業の中では、遺伝子解析を行うためのリソースファミリー(デュロック×梅山豚)の造成についても実施した。

(運営費1億8,017万5千円、施設整備費1億2,304万

6千円)

エ 鶏

我が国の気候風土にあった国産鶏の改良増殖を推進するため、その実用鶏作出のもととなる優良基礎系統の造成を行う鶏系統造成事業を岡崎及び兵庫牧場で実施し、この中で卵用鶏にあっては卵殻強度の高いもの、肉用鶏にあっては低脂肪のものを作出するための遺伝子解析を行うリソースファミリーの造成に着手した。

また、血液型、DNA型判定技術を応用した鶏の抗病性育種事業を本所で実施した。

(運営費2億1,689万7千円)

オ その他の家畜

馬(農用・乗用)及びめん羊の改良増殖については、十勝牧場、山羊の改良増殖については長野牧場で実施した。

実験動物の改良増殖については、ウサギと小型ヤギについて長野牧場、小型ブタについて茨城牧場で実施した。

(運営費8,333万3千円)

カ 育種素材の確保

鶏の改良増殖の参考に資するために外国ひなの性能調査を、岡崎牧場において実施した。また、育種改良上有用な個体及び系統(含む精液、受精卵)の収集、保存を実施した。

(運営費1,989万6千円)

キ 外国種畜等の購入

家畜改良センターの種畜の改良に資するため、フランスからペルシュロン種馬の雄を導入するとともに、国内購買により乳用牛を導入した。

また、乳用牛、外国種肉用牛については凍結精液を海外から輸入した。

(運営費5,055万1千円)

ク 飼料生産業務

飼料生産については、大家畜の飼育に必要な粗飼料を確保するため、大型農機具を活用した効率的な乾草及びサイレージの生産を行うとともに、飼料の高位生産技術及び低コスト化技術の調査を行った。2,361haの飼料生産ほ場において、TDN換算で、乾草4,201t、サイレージ類2,588t、穀実類31tを生産した。

(2) 先端技術の開発・実用化

効率的な家畜改良増殖及び畜産経営の安定化を推進するためには、受精卵移植等の畜産新技術の活用・普及を図ることが必要である。

このため、本所において牛の核移植技術、鶏の形質転換鶏作出技術、理化学的分析を活用した肉用牛の肉質評価技術及び同技術を利用した効率的肥育技術の確

立並びに高品質肉豚及び肉鶏生産のための優良肉質判定基準の策定及びそれを加味した新しい育種手法の確立、遺伝子解析技術を活用した乳房炎に抵抗性のある乳用牛の作出手法の確立、肉用牛の肉質に係る遺伝子を解析するリソースファミリーの造成、牛の生体内卵胞卵子吸引技術の開発・実用化、一卵性双子生産技術を活用した効率的かつ合理的な肉用牛生産技術体系の開発及び家畜飼養の各段階での悪臭低減化技術の開発の各事業を実施するとともに、新たに、体細胞を供核細胞とした牛の核移植技術及び優良子牛を放牧によって生産するための総合技術体系の開発に着手した。

また、本所、茨城及び宮崎牧場において、豚の受精卵移植関連技術の開発・実用化のための事業を実施し、本所、新冠、十勝、奥羽、岩手、鳥取及び宮崎牧場において、県・民間等の畜産新技術関係機関を集めた畜産新技術普及推進協議会を開催し、畜産新技術の普及を行った。

(運営費3億9,727万1千円、施設整備費2億4,276万4千円)

(3) 畜産新技術指導研修

畜産技術協力

畜産新技術の実用化及び実証展示で得られた成果を普及するために、本所において都道府県等の畜産技術者を対象として家畜人工授精指導者研修及び家畜受精卵移植指導者研修等を実施するとともに、近年開発途上国からの畜産技術協力の要請が急速に増加していることに対応し、開発途上国の畜産技術者に対し、受精卵移植技術等5コースの集団技術研修を実施したほか、プロジェクト協力事業に係るカウンターパートの研修、青年海外協力隊等の派遣前研修を実施した。

(運営費3,059万3千円)

(4) 家畜改良等情報システムの整備

家畜の遺伝的能力評価の効率化を図るため、本所において、血縁関係をもとに祖先、きょうだい、後代のデータを用いて、種雄牛評価をより正確に行うとともに、雌牛の評価を可能とするアニマルモデルによる能力評価システムを実用化した。10年には春と秋に乳用牛の全国能力評価を実施・公表し、肉用牛等他の畜種への適用についても検討を行った。

さらに、種子部門においては、品種比較栽培調査、都道府県の奨励品種選定調査等から得られる品種情報のデータベース化を行った。

(運営費1億246万7千円)

(5) 種子対策

我が国に適した飼料作物の優良種子の供給を確保するため、十勝、長野及び熊本の各牧場に採種ほ(原原